

○別杵速見地域広域市町村圏事務組合清掃 センター建設基金条例 (平成17年2月21日 条例第1号)

(設置の目的)

第1条 この条例は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合清掃センターの建設、整備その他の資金に充てるため、別杵速見地域広域市町村圏事務組合清掃センター建設基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合藤ヶ谷清掃センター事業特別会計に定める予算の範囲内とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合藤ヶ谷清掃センター事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の設置の目的のため、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。